



第23回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（午前9時15分より受付開始）

開催
場所

東京都港区三田一丁目4番28号
三田国際ビル19F
当社会議室

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。

インターネットによる議決権行使のお願い

当社は、インターネットによる議決権行使を推奨しています。インターネット行使により削減された郵送代相当を社会貢献活動の一環として当社の事業所所在地である青森県八戸市およびサクサグループ各社の本社所在地である山形県米沢市へ寄付いたします。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からも招集通知をご覧いただけます。

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第9号議案

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績条件を付した譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

サクサ株式会社

証券コード：6675

証券コード 6675
2026年6月5日
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル
サクサ株式会社
代表取締役社長 齋藤 政利

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.saxa.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

<東証ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、「サクサ」または「6675」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使されますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) から議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使につきましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

なお、同一の方法により重複して議決権を行使された場合は、最後に到着した議決権の行使を有効なものとして採用させていただきます。また、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

敬 具



記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区三田一丁目4番28号
三田国際ビル19F 当社会議室

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計
算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲
渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第9号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業
績条件を付した譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、当社定款第17条の規定により、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎節電のため会場内の室温を高め設定し、当社役員および運営スタッフは軽装で対応させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

事前質問受付についてのご案内

株主の皆様から、本総会の目的事項に関するご質問を事前にお受けいたします。
なお、事前に頂戴したご質問の中から、株主様のご関心が高いと思われる本総会の目的事項に関するご質問について、総会当日にご回答させていただく予定です。

受付期間 : 2026年6月17日(水曜日) 午後5時30分まで

受付方法 : 質問専用フォームにて受付

<https://www.saxa.co.jp/ir/soukai/>

株主番号は議決権行使書用紙に記載されている番号をご入力ください。

ご注意事項:

- ・名前および株主番号に不備があり、株主様のご本人確認ができなかった場合は、株主様からのご質問としてお取り扱いできませんので、ご注意ください。
- ・頂戴したご質問すべてに必ずご回答することをお約束するものではありません。
また、ご回答に至らなかった場合でも、個別の対応はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。



議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分必着

インターネット等による議決権行使

次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、案内に従って、賛否をご入力ください。

当社は、インターネットによる議決権行使を推奨しています。インターネット行使により削減された郵送料相当を社会貢献活動の一環として当社の事業所所在地である青森県八戸市およびサクサグループ各社の本社所在地である山形県米沢市へ寄付いたします。

行使期限 2026年6月24日（水曜日）午後5時30分入力完了分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆様へ

株式会社「CJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2026年6月24日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

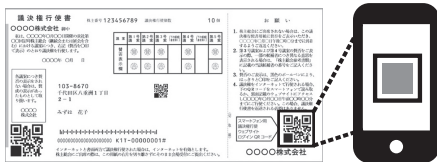
議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



「スマート行使」について

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

⚠️ ご注意

- 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
- 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが右記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。
- パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社（株主名簿管理人）よりお尋ねすることはございません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

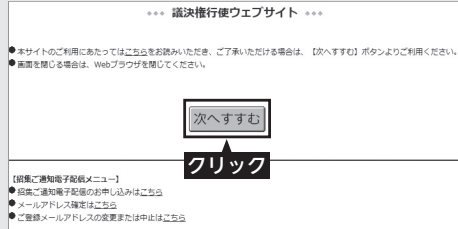
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル0120-768-524（年末年始除く9:00～21:00）
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル0120-288-324（平日9:00～17:00）

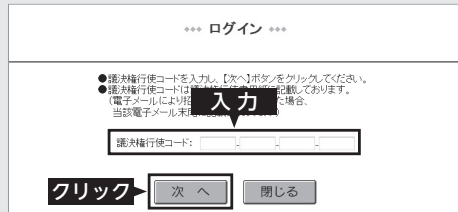
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



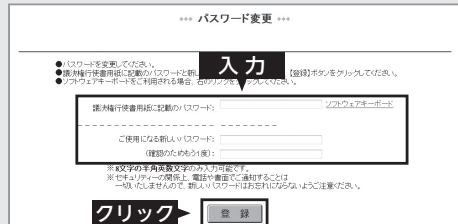
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当企業グループは、株主への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけるとともに、既存事業の経営基盤と収益力の強化を図りつつ、成長分野や新規事業に積極投資することにより企業価値の向上を実現することを基本方針としております。

利益配分にあたっては、企業価値向上に必要な投資に備えるための内部留保を確保しながら、良好な財務体質の維持と適正な株主還元を図ってまいります。

<2026年3月期および2027年3月期における配当方針の考え方>

普通配当につきましては、固定額とし、年額135円（期末配当：70円、中間配当：65円）といたします。

加えて、固定資産の譲渡により得た資金の一部を、2028年3月期第2四半期末を基準日とする中間配当まで、特別配当（期末配当：120円、中間配当：115円）として株主還元いたします。

当期の期末配当につきましては、上記方針を踏まえ総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金190円（うち普通配当70円、特別配当120円）

総額1,103,506,700円

なお、中間配当を含めました当期の年間配当金は、一株につき305円であります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

(注) 当社は2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。したがって、本議案における株式数および配当額は、株式分割前の株式数を基準として本議案を付議しております。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会における審議のさらなる充実および取締役会の監督機能を強化するとともに、業務執行を取締役会から分離し、権限委譲を通じて意思決定のさらなる迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会・監査等委員に関する規定の新設、監査役会・監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴い条数等の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の定款変更案のとおり改めるものであります。

なお、本定款変更の効力は、本総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人</p> <p>(削除)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の決議により委任を受けた取締役によって定め、これを公告する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

株主総会参考書類

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
<p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第11条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議により委任を受けた取締役が定める「株式取扱規程」による。</u></p>
<p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(員数) 第19条 当会社の取締役は、<u>14名以内とする。</u></p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
<p>2. 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>3. 任期満了前に退任した<u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役</u>の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了する時までとする。</p> <p>4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議の効力は、当該選任決議のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会) 第23条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、<u>当社の重要な業務の執行</u>を決定する。</p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会) 第23条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、<u>取締役会において定める「取締役会規程」</u>に定める事項を決定する。</p> <p>2. 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>

株主総会参考書類

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
(新 設)	<u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、 <u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役の責任免除) 第26条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査等委員会
<u>(員数)</u> 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
<u>(選任方法)</u> 第28条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(任期)</u> 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了する時までとする。	(削 除)

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
<p>(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会) 第31条 監査役会は、法律に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることとはできない。</p> <p>2. 監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会) 第29条 監査等委員会は、法律に定める権限を有するほか、その決議をもって、監査等委員会の職務の執行に関する事項を定めることができる。</p> <p>2. 監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規程) 第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第33条 当社は、会社法の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>

株主総会参考書類

(下線部は変更箇所であります。)

現行定款	定款変更案
<p>(事業年度) 第<u>34</u>条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度) 第<u>31</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当の基準日) 第<u>35</u>条 (条文省略)</p>	<p>(期末配当の基準日) 第<u>32</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(中間配当金) 第<u>36</u>条 (条文省略)</p>	<p>(中間配当金) 第<u>33</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当、その他の剰余金の配当の除斥期間) 第<u>37</u>条 (条文省略)</p>	<p>(期末配当、その他の剰余金の配当の除斥期間) 第<u>34</u>条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則 <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 当社は、会社法の規定により、2026年6月25日開催の第23回定時株主総会の終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法定の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 2026年6月25日開催の第23回定時株主総会の終結前の社外監査役の行為に関する任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、2026年6月25日付の本定款の変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。取締役7名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	性別	当社における地位	候補者属性
1	齋藤 政利 <small>さいとう まさとし</small>	男性	代表取締役社長	再任
2	大田原 就太郎 <small>おおたはら しゅうたろう</small>	男性	財務部長	新任
3	齋藤 太三夫 <small>さいとう たみお</small>	男性	常務執行役員	新任
4	濱野 京 <small>はまの みやこ</small>	女性	社外取締役（非常勤）	再任 社外 独立
5	平野 聡 <small>ひらの さとし</small>	男性	社外取締役（非常勤）	再任 社外 独立

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式数
1	<p>再任 男性</p> <p>さいとう まさとし 齋藤 政利 (1963年12月20日生)</p> <p><取締役在任年数> (本総会終結時) 3年</p> <p><取締役会出席状況> 18回中18回出席</p>	<p>1986年4月 沖電気工業株式会社入社</p> <p>2016年4月 同社経営企画部長</p> <p>2017年4月 同社執行役員経営企画部長</p> <p>2018年4月 同社上席執行役員経営企画本部長兼情報責任者</p> <p>2019年4月 同社上席執行役員メカトロシステム事業本部副本部長 兼自動機事業部長</p> <p>2020年4月 同社常務執行役員コンポーネント&プラットフォーム事業本部副本部長</p> <p>2020年6月 株式会社沖データ副社長執行役員</p> <p>2021年4月 沖電気工業株式会社常務執行役員コンポーネント &プラットフォーム事業本部本部長</p> <p>2021年6月 同社取締役</p> <p>2023年4月 当社顧問</p> <p>2023年6月 当社取締役</p> <p>2023年10月 当社代表取締役社長 株式会社システム・ケイ取締役(非常勤)</p> <p>2024年7月 当社代表取締役社長社長執行役員CEO</p> <p>2026年4月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)</p>	5,500株
<p><選任理由および期待される役割の概要></p> <p>齋藤政利氏は、2023年6月から当社の取締役として、また、2023年10月からは代表取締役社長として当社の経営を指揮し、経営者として豊富な経験、実績および識見を有しております。</p> <p>当社は、同氏が当企業グループの経営の舵取りと優れたリーダーシップを発揮できる者と判断し、引続き取締役候補者としております。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<p>新任 男性 <small>おおたはら しゅうたろう</small> 大田原 就太郎 (1963年9月9日生)</p> <p><社外取締役在任年数> 3年9ヶ月</p> <p><取締役会出席状況> 18回中18回出席</p> <p>(注) 大田原氏は当事業年度末日をもって社外取締役を退任しております。上記の社外取締役在任年数および取締役会出席状況は当事業年度末日までの数値となっております。</p>	<p>1988年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行</p> <p>2016年4月 株式会社三井住友銀行公共・金融法人部長</p> <p>2017年5月 沖電気工業株式会社経営企画本部経営企画部 上席主幹</p> <p>2018年4月 同社経営企画本部経営企画部グローバルグループ統括室長</p> <p>沖ウィンテック株式会社（現OKIクロステック株式会社） 取締役</p> <p>2018年10月 株式会社沖電気カスタマアドテック（現OKIクロステック株式会社） 取締役</p> <p>2019年4月 OKIクロステック株式会社 取締役</p> <p>株式会社OKIプロサーブ 取締役</p> <p>沖電気工業株式会社執行参与経営企画本部経営企画部グローバルグループ統括室長</p> <p>2020年4月 同社執行役員コーポレート本部経営企画部長</p> <p>2021年4月 株式会社J E C C 取締役</p> <p>2022年4月 沖電気工業株式会社執行役員コーポレート副本部長</p> <p>コーポレートコミュニケーション統括部長</p> <p>2022年6月 当社社外取締役（非常勤）</p> <p>2023年4月 沖電気工業株式会社執行役員特命担当</p> <p>2024年4月 同社理事特命担当</p> <p>OKIクロステック株式会社常務執行役員</p> <p>2026年4月 当社顧問</p> <p>2026年6月 当社財務部長（現任）</p>	700株
<p><選任理由および期待される役割の概要></p> <p>大田原就太郎氏は、当社の大株主である沖電気工業株式会社において主に経営企画部門での勤務経験を積んでおり、また、2022年6月から2026年3月までは当社の社外取締役を務めてまいりました。</p> <p>同氏は経営に関する豊富な経験を有するとともに、当社の事業戦略および経営課題に対する深い理解と識見を有しております。</p> <p>当社は、同氏が当企業グループの長期的な企業価値向上に貢献できる者であると判断し、取締役候補者としております。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>新任 男性</p> <p>さいとう たみお 齋藤 太三夫 (1968年3月24日生)</p>	<p>1990年4月 安田信託銀行（現みずほ信託銀行株式会社）入行</p> <p>2010年1月 みずほ信託銀行株式会社ストラクチャードプロダクト企画部次長</p> <p>2012年4月 同行法人業務部次長</p> <p>2013年10月 同行名古屋支店法人営業部部長 コンプライアンス統括部参事役</p> <p>2016年4月 同行浦和支店支店長</p> <p>2018年4月 同行大阪証券代行部部長</p> <p>2022年10月 当社グループ内部統制室長</p> <p>2023年4月 当社コンプライアンス推進室長</p> <p>2024年7月 当社執行役員管理統括副本部長兼総務部長</p> <p>2026年4月 当社常務執行役員兼事業構造変革委員会委員長（現任）</p>	1,600株
	<p><選任理由および期待される役割の概要></p> <p>齋藤太三夫氏は、当社において内部統制部門の責任者を務め、また、2026年4月からは事業構造変革委員会委員長として全社的な視点から事業構造の見直しおよび経営課題の解決に向けた業務執行に携わっており、業務執行者として豊富な経験、実績および識見を有しております。</p> <p>当社は、同氏が当企業グループの長期的な企業価値向上およびガバナンス体制の強化に貢献できる者であると判断し、取締役候補者としております。</p>		
4	<p>再任 女性</p> <p>社外 独立</p> <p>はまの みやこ 濱野 京 (1955年4月17日生)</p>	<p>2013年7月 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）理事</p> <p>2015年10月 内閣官房政策参与（ワールジャパン戦略担当）</p> <p>2016年4月 内閣府知的財産戦略推進事務局政策参与（ワールジャパン戦略担当）</p> <p>独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）評議員 国立大学法人信州大学理事（現任）</p> <p>2017年4月 総務省独立行政法人評価制度委員会評価部会委員</p> <p>2019年12月 日本弁護士連合会市民会議委員（現任）</p> <p>2020年6月 株式会社グローセル社外取締役</p> <p>2021年6月 株式会社八十二銀行（現株式会社八十二長野銀行）社外取締役（現任）</p> <p>2025年6月 当社社外取締役（非常勤）（現任）</p>	300株
	<p><社外取締役（非常勤）候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>濱野京氏は、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）初の女性理事に就任され、長年にわたり公的機関で企業の海外ビジネス支援事業に従事し、内閣官房政策参与としては、民間連携のワールジャパン戦略を担当、また大学理事としても学校経営に携わっており、多様な経験を有しております。</p> <p>当社は、同氏の多様な経験および幅広い識見を当社の経営に反映していただくため、引続き社外取締役（非常勤）候補者としております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、現在および過去に当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>		

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
5	<p>再任 男性</p> <p>社外 独立</p> <p>ひらの さとし 平野 聡 (1957年12月12日生)</p> <p><社外取締役在任年数> (本総会終結時) 1年</p> <p><取締役会出席状況> 14回中14回出席</p>	<p>2013年6月 株式会社トプコン代表取締役社長CEO</p> <p>2023年4月 同社代表取締役会長 (2025年12月退任)</p> <p>2024年6月 株式会社JVCケンウッド社外取締役 (現任)</p> <p>2025年6月 当社社外取締役 (非常勤) (現任)</p>	100株
<p><社外取締役 (非常勤) 候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>平野聡氏は、株式会社トプコンにおいて代表取締役社長および代表取締役会長を務め、企業経営に関する豊富な経験、実績および識見を有しております。</p> <p>当社は、同氏の経営に関する豊富な経験および幅広い識見を当社の経営に反映していただくため、引続き社外取締役 (非常勤) 候補者としております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、現在および過去に当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。なお、各取締役候補者の所有する当社の株式数は株式分割前での記載であります。
3. 濱野京および平野聡の両氏は、社外取締役 (非常勤) 候補者であります。なお、当社は、濱野京および平野聡の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認され就任した場合には、引続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 齋藤政利、濱野京および平野聡の3氏は、現に当社取締役であり、当社における地位および担当は、事業報告「4. (1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
5. 当社は、濱野京および平野聡の両氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。当社は、両氏が選任され就任した場合には、両氏との間で引続きの当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、本議案により選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、同様の内容で当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	<p>新任 男性</p> <p>はせがわ まさはる 長谷川 正治 (1969年3月6日生)</p> <p><取締役在任年数> (本総会終結時) 2年</p> <p><取締役会出席状況> 18回中18回出席</p>	<p>1991年4月 株式会社田村電機製作所 入社</p> <p>2015年4月 当社CSR推進室CSR担当部長兼総務人事部総務担当部長 サクサ株式会社経営管理部総務担当部長</p> <p>2017年4月 当社総務人事部総務担当部長 サクサ株式会社経営企画本部経営管理部総務担当部長</p> <p>2018年4月 当社経理部経理財務担当部長 サクサ株式会社経営企画本部経営管理部経理財務担当部長</p> <p>2019年6月 当社経理部長 サクサ株式会社経営管理部経理財務担当部長</p> <p>2020年4月 同社経理部長</p> <p>2020年11月 サクサテクノ株式会社監査役(現任)</p> <p>2020年12月 当社財務部長 サクサ株式会社管理統括本部経理部長</p> <p>2021年6月 同社執行役員管理統括本部長兼総務人事部長</p> <p>2022年4月 同社執行役員コーポレート本部長兼総務人事部長</p> <p>2022年7月 同社執行役員コーポレート本部長</p> <p>2023年4月 同社常務執行役員コーポレート本部長</p> <p>2024年6月 当社取締役</p> <p>2024年7月 当社取締役常務執行役員CFO管理統括本部長兼財務部長</p> <p>2026年4月 当社取締役常務執行役員財務部長</p> <p>2026年6月 当社取締役常務執行役員(現任)</p>	5,000株
<p><選任理由および期待される役割の概要></p> <p>長谷川正治氏は、当社において、コーポレート部門の責任者を務め、豊富な経験、実績および識見を有しております。</p> <p>当社は、同氏が当企業グループの長期的な企業価値向上およびガバナンス体制の強化に貢献できる者であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
	<p>新任 男性</p> <p>社外 独立</p> <p>やまざき はやと 山崎 勇人 (1977年7月18日生)</p> <p><取締役会出席状況> 18回中18回出席</p>	<p>2005年10月 弁護士登録</p> <p>2013年7月 翔和総合法律事務所パートナー（現任）</p> <p>2016年6月 当社補欠監査役 当社独立委員会委員</p> <p>2022年11月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2023年5月 株式会社イタバ 社外取締役</p>	500株
2	<p><監査等委員である社外取締役（非常勤）候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>山崎勇人氏は、弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有していることから、監査等委員である社外取締役（非常勤）候補者としております。</p> <p>なお、同氏は、社外取締役（非常勤）または社外監査役（非常勤）となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役（非常勤）としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、現在および過去に当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>		

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	<p>新任 男性</p> <p>社外 独立</p> <p>さいじょう みつひこ 西條 光彦 (1966年7月23日生)</p> <p><社外取締役在任年数> (本総会終結時) 2年</p> <p><取締役会出席状況> 18回中18回出席</p>	<p>1989年 4月 オリックス株式会社 入社</p> <p>2012年 7月 同社理事事業投資本部副本部長</p> <p>2014年 3月 同社理事スペシャル・インベストメンツグループ 管掌補佐 融資事業部管掌補佐</p> <p>2015年 1月 同社理事融資事業部部長 オリックス・ローン保証株式会社取締役社長 中部信用保証株式会社取締役社長 阪和ギャランティファイナンス株式会社取締役社長</p> <p>2016年 3月 オリックス株式会社理事OQL・営業推進本部副本部長</p> <p>2017年 1月 同社理事東日本営業本部副本部長</p> <p>2018年 3月 同社理事国内営業統括本部副本部長</p> <p>2019年 1月 同社理事法人営業本部副本部長OQL営業担当</p> <p>2022年 1月 オリックス債権回収株式会社執行役員</p> <p>2023年 6月 サクサ株式会社社外取締役 (非常勤)</p> <p>2024年 6月 当社社外取締役 (非常勤) (現任)</p> <p>2025年10月 株式会社ドコモ・ファイナンスRM事業本部 (リレーションシップマネジメント本部) 本部長補佐 (現任)</p>	700株
<p><監査等委員である社外取締役 (非常勤) 候補者とした理由および期待される役割の概要></p> <p>西條光彦氏は、オリックス株式会社において理事を務め、企業経営に関する豊富な経験、実績および識見を有しています。これらの経験等は当社の監査に反映できると判断し、監査等委員である社外取締役 (非常勤) 候補者としております。</p> <p><独立役員指定理由></p> <p>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、現在および過去に当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。</p>			

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、2026年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。なお、各監査等委員である取締役候補者の所有する当社の株式数は株式分割前での記載であります。
3. 山崎勇人および西條光彦の両氏は、監査等委員である社外取締役 (非常勤) 候補者であります。なお、当社は、山崎勇人および西條光彦の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認され就任した場合には、引続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 長谷川正治および西條光彦の両氏は、現に当社取締役であり、また、山崎勇人氏は、現に当社監査役であります。当社における各氏の地位および担当は、事業報告「4. (1) 取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

5. 当社は、山崎勇人および西條光彦の両氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。当社は、両氏が選任され就任した場合には、両氏との間で引続き当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、本議案により選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る監査等委員である取締役の任期中に、同様の内容で当該保険契約を更新する予定であります。

<ご参考> 取締役のスキルマトリックス

第3号議案、第4号議案が承認された場合の各取締役のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	当社が特に期待する分野								
		企業経営	財務・ファイナンス	マーケティング・営業	IT・テクノロジー・DX	製造業における知識と経験	法律・ガバナンス・リスクマネジメント	人事労務・人材開発	グローバル	サステナビリティ・多様性・ESG
齋藤 政利	代表取締役社長	○	○		○	○	○	○	○	
大田原 就太郎	取締役	○	○	○		○	○		○	○
齋藤 太三夫	取締役	○	○				○	○		○
濱野 京	社外取締役 (非常勤)	○		○				○	○	○
平野 聡	社外取締役 (非常勤)	○		○	○	○			○	
長谷川 正治	取締役等 監査等委員		○			○	○	○		○
山崎 勇人	社外取締役等 監査等委員 (非常勤)	○					○	○		○
西條 光彦	社外取締役等 監査等委員 (非常勤)	○	○	○			○	○		

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものいたします。

また、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものいたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
男性 社外 独立 <small>こばやし ようすけ</small> 小林 洋介 (1979年9月7日生)	2007年12月 弁護士登録 センチュリー法律事務所入所 2013年 9月 学校法人開校学院監事（現任） 2016年 2月 センチュリー法律事務所パートナー 2019年 8月 翔和総合法律事務所パートナー 2023年 4月 弁護士法人IGT法律事務所代表パートナー（現任） 2023年 6月 当社補欠監査役 当社独立委員会委員	0株
<p><補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要> 小林洋介氏は、補欠の監査等委員である社外取締役（非常勤）候補者であります。 同氏は、弁護士として企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を有していることから、補欠の監査等委員である社外取締役（非常勤）候補者としております。 なお、同氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役（非常勤）としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、現在および過去に当社、関係会社、主要な取引先の業務執行者ではなく、また、当社が報酬を支払っているコンサルタント等の専門家ならびに主要株主等ではありませんので、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、同氏が監査等委員である社外取締役（非常勤）に就任した場合には、独立役員に指定する予定です。</p>		

- (注) 1. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、小林洋介氏が監査等委員である社外取締役に就任する場合は、同氏との間で会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。候補者が監査等委員である社外取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第3回定時株主総会において年額408百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。なお、各取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議により決定されることといたしたく存じます。また、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定することを予定しており、その内容は30頁記載のとおりであります。本議案の内容は、当該方針にも合致するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は4名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額50百万円以内と定めることといたしたく存じます。なお、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議により決定されることといたしたく存じます。また、本議案の内容は、当社の事業規模、監査等委員である取締役の職責、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

2025年6月26日開催の第22回定時株主総会において、「当企業グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めること」を目的として、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度における、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬等の額は、年額40百万円以内とし、上記制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年7,500株以内（ただし、同議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役（社外取締役を除きます。）の上記金銭報酬等の枠を廃止し、第6号議案にてご承認をお願いしております報酬等の枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下、本議案において「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）における、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額40百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年22,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と定めることといたしたく存じます。なお、各対象取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。また、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定することを予定しております。本議案の内容は、当該方針にも合致するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は4名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる対象取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものとしていたします。

本制度の対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものと

し、その1株当たりの払込金額は当社における各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において当社の取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

（1）対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（6）上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（7）本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告48頁に記載のとおりです。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、第9号議案末尾（30頁）の（ご参考）に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の決定方針を変更することを予定しておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該変更後の方針に沿うものであると考えております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

第9号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績条件を付した譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、2025年6月26日開催の第22回定時株主総会においてご承認いただいた、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度における金銭報酬等の枠を廃止して、第8号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」において、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）における、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、年額40百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年22,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）と定めることにつき、ご承認をお願いしております。

今般、当社を取り巻く環境に鑑み、更なる企業価値向上と株主利益の一致を実現することを目的として、第8号議案の承認可決を条件として、新たに、当社における一定期間の継続した勤務に加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件とする新制度（以下「新制度」といいます。）を本制度に追加することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

つきましては、上記の現行の本制度の報酬に係る金銭報酬の総額および普通株式の総数の内枠で、対象取締役に対して本制度に基づき譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年22,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役は4名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる対象取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」および第8号議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることおよび同議案の決議による定款変更

の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

改定後の本制度では、従来の本制度に加え、新制度が追加されます。従来の本制度に基づき付与される譲渡制限付株式（以下「本RS」といいます。）は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とするものですが、新制度に基づき付与される譲渡制限付株式（以下「本PS」といいます。）は、当該条件に加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件（以下「業績条件」といいます。）とするものです。上記のとおり、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたしますが、当初は、上記の現行の本制度の報酬に係る金銭報酬の総額および普通株式の総数の内枠で、本RSと本PSの比率を50:50として付与することを予定しております。また、当初は、①本業における実質収益力を図る当社のEBITDAおよび②市場における客観的評価指標であるTOPIXに対する相対TSRの目標値を業績条件とすることを想定しております。

新制度の内容は、下記(3)のとおり、新たに業績条件が追加されていることを除けば、本制度の内容と同様であり、新制度においても、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は当社における各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において当社の取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記(1)に定める地位にあったことに加え、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ること（業績条件）を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告48頁に記載のとおりです。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、以下の（ご参考）に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の決定方針を変更することを予定しておりますが、本議案に基づく本割当株式の付与は当該変更後の方針に沿うものであると考えております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じです。）の報酬等については、取締役に対し「企業価値の最大化を図り、株主の期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし、株主総会の決議により決定した報酬等の限度額の範囲において、次の方針のとおり決定するものとします。

ア. 取締役の報酬等の体系は、社外取締役でない取締役（以下「社内取締役」といいます。）については基本報酬等、業績連動報酬等および非金銭報酬等により、社外取締役については基本報酬等のみによって構成されるものとします。その割合は上記基本方針に沿ったものとなるよう決定するものとします。各報酬等の決定に関する方針は以下のとおりです。

（ア）基本報酬等

基本報酬等については、月例の固定報酬とし、取締役の役位別に、その責任と役割に応じ て報酬額を決定します。常勤取締役が代表権を有する場合は「上場企業代表権付加分」、取

取締役会議長を務める場合は「取締役会議長付加分」を付加しております。

なお、社外取締役の報酬等は、基本報酬等のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定しております。

(イ) 業績連動報酬等

業績連動報酬等である役員賞与については、当社の中期経営計画で定めた目標等をはじめとする当該事業年度における業績を考慮して、年1回一定の時期に、当該事業年度に在任した、社内取締役に対して支給することとしております。社外取締役は、業務執行から独立した立場であり、業績連動報酬等を支給するに相応しくないため、業績連動報酬等は支給しないものとします。

(ウ) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、年1回一定の時期に、当該事業年度に在任した社内取締役に対し、その責任と役割に応じて、譲渡制限付株式（譲渡制限期間は当社の取締役の地位を喪失する日までとします。）を支給することとします。社外取締役は、業務執行から独立した立場であり、非金銭報酬等を支給するに相応しくないため、非金銭報酬等は支給しないものとします。

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容については、客観性・透明性等を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会に諮り、報酬委員会からの答申を踏まえて、取締役会の決議によりこれを決定することとします。

ウ. 社内取締役は、役員持株会に対して、支給を受けた報酬等の一部を拠出することとしております。なお、希望する社外取締役は、役員持株会に報酬の一部を拠出することができることとしております。

上記方針の決定にあたっては、手続きの透明性および健全性を確保するため、報酬委員会からの答申を踏まえて、取締役会において決議しております。

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国の経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられるものの、継続する物価上昇やアメリカの通商政策による影響、日本銀行の政策金利引き上げによる金融資本市場の変動等を要因とした経済への影響、また、イスラエル・アメリカとイランの衝突を巡る地域情勢の緊張の高まりから中東地域の政治・経済情勢が悪化し、原油価格の上昇による輸送コストの増加および原材料の高騰により、不確実性や地政学リスクが高まり、先行き不透明な状況で推移しました。

このような経済環境の中で、当企業グループは2024年5月29日に公表した2024-2026中期経営計画「共に創る未来」に取り組んでまいりました。

当中期経営計画において、成長戦略の推進に一定の成果を上げる一方、当中期経営計画策定時の前提条件ならびに材料費および人件費の上昇等の急激な経済環境の変化等により、製造原価、経費等のコストが増加し、コスト構造の抜本的な見直しが必要となりました。そのため、2026年2月27日付で事業構造変革委員会を設置し、中期経営計画の見直しに着手しました。

中期経営計画の見直しにあたり、4つの重点事業領域（《プロダクト事業（通信ネットワークならびにネットワークアプライアンス）》《システム事業（映像ソリューション）》《EMS事業》《デバイス事業（OLED ※有機ELディスプレイ）》）を選定し、2026年4月1日付で、それぞれの事業責任の明確化と事業オーナー主導による成長戦略を推進するべく当社の組織体制を見直しました。

当連結会計年度において当企業グループは、次の取り組みを行いました。

【成長戦略】

《プロダクト事業》

[サクサ株式会社]

- ・2025年9月に、UTM(統合脅威管理アプライアンス)「SS7000Ⅲ」シリーズのフレームパーツにPCR(ポストコンシューマリサイクル)プラスチックを採用した製品の販売を開始しました。

2025年12月に、中小企業向けとして、事業継続計画（BCP）対策の強化および柔

軟なワークスタイルの実現を目的に、クラウドストレージ連携機能やリモートアクセス機能を新たに搭載した法人向けサーバー「GF2000」シリーズと、テレワーク環境を容易に構築でき、当社独自の環境配慮基準を満たした「サクサエコ商品」に認定されたリモートVPNルーター「ZC1000 II R」の2製品の販売を開始しました。再生プラスチックを採用した製品による環境負荷低減を推進し、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。

《システム事業》

[サクサ株式会社]

- ・当社は、2025年12月19日より株式会社ニューテックに対する公開買付けを実施し、2026年3月25日付で同社を完全子会社化しました。同社がグループインすることで、ストレージ分野における技術・人財・顧客基盤を当企業グループに取り込み、システム事業基盤を強化し、当企業グループ全体の強みを活かしたシナジー創出に向けた具体的な商材・サービスの検討を進め、当企業グループ一体での価値創出を推進し、中長期的な成長につなげてまいります。

※完全子会社化の詳細につきましては、連結計算書類の連結注記表「その他の注記（企業結合等関係）」および個別計算書類の個別注記表「その他の注記（企業結合等関係）」をご参照ください。

[株式会社システム・ケイ]

- a.同社は、AI専用プロセッサ「Hailo-8™」を搭載したオールインワンNVR（ネットワーク・ビデオ・レコーダー）「NVR-Pro TypeH」を2025年10月より販売開始しました。80種類の物体検出/分析シナリオに対応し、効率的な監視を実現します。
- b.同社は、2026年3月3日（火）～6日（金）に東京ビッグサイトで開催された「SECURITY SHOW 2026」に、ビボテックジャパン株式会社ブースにて出展しました。映像×Cloud×AIによる次世代セキュリティをテーマに、AI検知（PPE・顔認証・転倒検知）や、クラウド連携・ハイブリッド構成のデモなど、最新のソリューションを紹介しました。
また、画像処理・認識技術を扱う月刊専門誌「画像ラボ」2026年3月号に、同社が執筆した港湾・物流分野における効率化に関する論文が掲載されました。
物流・港湾業界が抱える人手不足・輸送量増加という課題に対し、監視カメラ・AI・センサー技術を組み合わせた提案を行ってまいります。

《EMS事業》

[サクサ株式会社]

- ・当企業グループは、これまでのサプライチェーン強化や生産革新に加え、「米沢アドバンスドファクトリー構想」を2025年5月21日に発表しました。米沢地区の既存拠点を活用し、開発からサービスまでを一貫して担う共創型モノづくり拠点への進化に向けた準備を進めてまいりました。

[サクサテクノ株式会社]

- ・同社は、2025年9月30日付で防災事業および汎用機器事業を藤倉電気工業株式会社に譲渡しました。

[株式会社ソアー]

- a.同社は、2025年7月に幕張メッセで開催された「第3回 ものづくりODM/EMS展」に出展しました。

本展示では、ものづくりソリューション事業におけるODM/EMS受託実績に加え、当企業グループ内で対応可能な基板実装や射出成形、さらにISO13485取得による医療機器製造体制の強化について、パネル展示を通じて紹介しました。来場者から高い関心を集めており、今後の商談や新たなビジネス機会の創出につながる有意義な場となりました。

- b.同社は、2025年9月に「第4回 インターネプコン ジャパン [秋]」に出展し、カーエレクトロニクス事業で培った設計力・生産力を活かした受託製品を、産業/民生/医療/車載（小型モビリティ）分野向けに実機やパネルで紹介しました。併せて、医療機器製造体制や受託サービスの対応力についても紹介しました。

- c.同社は、2026年1月に「第40回 インターネプコン ジャパン-エレクトロニクス製造・実装展-」に出展しました。小型ディスプレイ搭載に関する課題を解決するディスプレイソリューションについてパネル展示を行うほか、同社で製造した実証実験用の「マルチセンサーインターフェース」や、SCSK株式会社と協業し製造した自然災害予測用の「冠水センサー」について紹介しました。

《デバイス事業》

[株式会社ソアー]

- ・ 同社は、2025年10月に幕張メッセで開催された「CEATEC 2025」において、OPERA Solutions株式会社（2025年4月1日、コンサルティング業務委託契約締結）と共同で試作した次世代フレキシブルデバイスを展示しました。本試作は、同社が有機EL（OLED）ディスプレイ製造で培った独自の膜封止技術を、フレキシブル基板のバリア膜形成に応用することにより、複雑な形状部位でも膜厚を均一に保持できる特性や、膜厚制御・段差被覆性に優れた高性能薄膜の形成が可能となり、OLEDや軽量で柔軟な特性を持つペロブスカイト太陽電池など、フレキシブルデバイスの高性能化を目指しています。さらに、小型ディスプレイ搭載に関する課題解決やカスタムディスプレイの提案を強化しており、これらを展示会等で積極的に発信し、顧客への新たな付加価値提供と事業領域の拡大を図ってまいります。今後は生産能力向上と性能向上を目標とした積極設備投資を行い、さらなる成長に備えてまいります。

【経営基盤】

[DXで支える]

- a. 「DX事業推進プラットフォーム」については「経営ダッシュボードによる経営情報の可視化」および「カスタマーリレーションマネジメント（CRM）基盤の整備」の構築・導入を実施し、経営情報および取引先情報の迅速かつ的確な共有把握を可能とするために、継続的な機能改善を実施しております。
- b. 「SAXA-DXサービスプラットフォーム」については、新しい製品・サービスおよび、販売製品が提供するサービスにて必要となるIT基盤の検討を進めております。必要となるIT基盤の構築・刷新、および情報セキュリティ対策も含めて施策の優先順位を整理し計画を明確にしたうえで更改、構築、導入を進めてまいります。

[資本で支える]

- a. 当社は、当社が神奈川県相模原市に所有する不動産を2026年4月に三菱地所株式会社に譲渡することを決議し、2025年5月9日に契約締結をしました。その結果、予定どおり2026年4月1日に不動産の譲渡が完了しました。
- b. 当社および当社の連結子会社であるサクサビジネスシステム株式会社は、それぞれの本社の集約によるコスト低減およびオフィススペースの拡充による新たなワークスタイルの導入を目的に、2025年9月1日付で本社移転を実施しました。

- c.当社は、2025年10月3日に、投資家の皆様に当企業グループのモノづくりの現場を直接ご覧いただき、企業活動への理解を深めていただくことを目的として、第1回サクグループ工場見学会（株式会社ソアーおよびサクサテクノ株式会社の工場）を開催しました。
- d.当社は、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と当社株式の流動性の向上を図ることを目的に、2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主が所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割する株式分割を実施しました。（効力発生日：2026年4月1日）
- e.当社は、今後の成長戦略や投資の方針等も踏まえつつ、適切な範囲で株主の皆さまに早期に還元し、資本効率の向上を図ることが企業価値向上に資するものとの判断に至ったため、2026年3月26日開催の取締役会において、2026年3月期および2027年3月期における配当方針の見直しを決議しました。具体的には、2026年3月期から2030年3月期の5年（10回）にわたり株主還元（特別配当（総額約30億円））を予定しておりましたが、総額を変更せずに2.5年（5回）（2028年3月期第2四半期末を基準日とする中間配当まで）に見直すものです。
- なお、普通配当につきましては、配当方針の変更はございません。
- f.当社は2026年3月26日に開催した取締役会において、国内拠点の再編に必要な不動産の取得等について決議し、横浜・札幌および八戸イノベーションセンター（仮称）ならびに米沢モノづくりセンター（仮称）の創設をそれぞれ決定しております。
- g.当企業グループは、保有資産の有効活用のため、政策保有株式の縮減を4銘柄実施しました。（2025年4月：1銘柄、2025年9月：1銘柄、2026年3月：2銘柄）
- h.当社は、2026年1月13日に、日興アイ・アール株式会社が実施する「2025年度 全上場企業ホームページ充実度ランキング」において、当社ウェブサイトがスタンダード市場部門「優良」サイトに選定されました。

〔人財で支える〕

- a.「採用」については、当企業グループにおける将来の基幹要員確保を目的として新卒採用を実施し、48名（うち、女性社員比率は約3割）が2026年4月に入社し、計画どおりの採用数を確保しました。今後も、女性の雇用環境整備の一環として、女性社員比率を意識した新卒採用活動を推進してまいります。
- また、当連結会計年度におけるキャリア採用においては、ITエンジニア、SE、ビジネス開発、経営企画、管理部門および製造オペレーター等の職種で、合計41名（うち、女性社員比率は約3割）を採用し、キャリア採用においても当連結会計年度の当企業グループ採用計画数を確保しました。

- b. 「育成」については、サクセッションプラン（対象はCEO）を策定し、新規事業や新技術に対応するためのトレーニング企画、高度人材育成に向けた経営管理系教育の整備を行い、実施しております。また、「自ら学ぶ」ことを推進するためスキルアップ支援制度の整備を行い、2026年4月に運用を開始しました。
- また、当企業グループ会社役員として求められるスキルセットのさらなる強化に向け、当連結会計年度に新任役員、再任役員向けの役員研修を対象者全員が受講しております。
- c. 「風土」については、当企業グループ組織風土を良好な状態に保つため、2021年度から社員の意識を調査し組織風土を第三者機関が評価する取組みや、ものが言いやすく風通しのよい組織風土とするため、経営層と社員が直接対話する場を毎年設けております。当連結会計年度は、経営層と社員の対話を、2025年7月から、組織風土を評価する取組みについては、2025年10月に実施しました。本取組みにより、当企業グループの強みや優先課題などから現状を把握、評価し、今後の施策立案につなげてまいります。
- また、当企業グループは、「つなげる技術」を核としたプロダクト・ソリューションの提供を通じて、持続可能な社会の実現を目指しており、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重することが、あらゆる企業活動の基盤であると認識しています。この考えに基づき、「サクサグループ人権方針」を2025年10月1日に定め、企業として人権を尊重する責任を果たしていきます。

【社会的責任】

当企業グループは、「ステークホルダーの利益保護」、「環境保全」、「お客様への価値提供」、「ウェルビーイング」を解決すべき社会課題として捉え、これらに関するサステナビリティ重要課題を特定し、持続可能な社会の実現に貢献すべく、ESGの各分野について次の取組みを行いました。

《ガバナンス》

- a. BCPについては災害時の初動対応の強化に取り組んでおります。その一環として、防災訓練を実施しました。
- 2025年5月：株式会社システム・ケイ
2025年10月：株式会社ソアー
2025年11月：当社およびサクサビジネスシステム株式会社
サクサテクノ株式会社

b.当社は、2025年10月31日に、2024年度の活動を中心に中期経営計画におけるサステナビリティ重要課題の進捗および当企業グループにおける社会的責任（ESG）等それぞれの分野の取組みを報告した「サクサグループ サステナビリティレポート 2025」を発行しました。

《環境》

・当社は、2026年1月7日に、CDPが実施した「2025年 気候変動質問書」において、3年連続で『B』スコアの評価を取得しました。

《社会》

・当社およびサクサテクノ株式会社は、2026年3月10日に、「健康経営優良法人 2026」に認定されました。

当連結会計年度の営業収益は、44,099百万円（前年同期比34百万円増）となりました。

利益面では、前年同水準の営業収益とはなりましたが、成長投資を進めたことで、経常利益が2,131百万円と前年同期に比べ1,273百万円の減益となりました。

また、投資有価証券売却益を特別利益として20百万円計上しましたが、白金オフィスから三田オフィスへの本社移転および新横浜オフィスについては、横浜イノベーションセンター（仮称）創設の決定等に伴い減損損失を特別損失として172百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は1,375百万円と前年同期に比べ2,126百万円の減益となりました。

事業別の営業の概況は以下のとおりです。

サクサブブランド事業の営業収益は、14,845百万円（前年同期比736百万円増）となりました。主な要因は、ネットワークおよび防犯防災分野の受注がそれぞれ増加したことによるものです。ネットワーク分野では、セキュリティ需要の高まりに加え、既存顧客向け販売の拡大が進んだことから、主要製品の販売が堅調に推移しました。防犯防災分野では、新送信機の投入を契機としたセンター設備の更新促進が寄与し、リプレース需要が拡大しました。

OEM事業の営業収益は、17,677百万円（前年同期比3,092百万円減）となりました。主な要因は、収益性向上を目的とした低収益事業の見直しにより受注が減少したことによるものです。

システム事業の営業収益は、6,269百万円（前年同期比360百万円減）となりました。主な要因は、映像ソリューション案件の受注が減少したことによるものです。

有機ELデバイス事業（有機ELデバイス、その他）の営業収益は、5,306百万円（前年同期比2,749百万円増）となりました。主な要因は、株式会社ソアー（2024年7月31日、連結子会社化）の業績を2025年3月期は第3四半期連結会計期間より損益計算書に連結しましたが、2026年3月期は期首より業績に含めたことによるものです。当期においても、同社の技術力と高い品質が引き続き評価され、有機ELデバイスの量産案件を中心に、受注は堅調に推移しました。

(2) 対処すべき課題

a.2024-2026 中期経営計画の見直しについて

前述の「事業の経過およびその成果」に記載したとおり、当企業グループは、2026年2月27日に事業構造変革委員会を設置、中期経営計画の見直しに着手し、以下の6つの骨子に沿って策定を進めております。

- ①現中期経営計画のレビュー
- ②4つの重点事業領域それぞれの領域における成長ストーリーならびに戦略
- ③米沢アドバンスドファクトリー構想の具体化
- ④キャピタルアロケーション
- ⑤株主還元策等
- ⑥事業構造変革の施策

その中で、上記②の4つの重点事業領域の事業成長に必要な不可欠な投資として、当社は、2026年3月26日開催の取締役会において、不動産取得4件（横浜、札幌、八戸イノベーションセンターおよび米沢モノづくりセンター（いずれも仮称））に加えて当社営業拠点（賃貸オフィス）のリプレースを進めることを決議いたしました。本不動産取得をはじめとした成長投資、株主還元などの上記④キャピタルアロケーションも含め、6項目の骨子を含めた新たな中期経営計画は2026年6月5日に公表を予定しております。

b. 監査等委員会設置会社への移行に関して

当社は、中期経営計画の見直しに伴い、当企業グループが今後重点的に力を入れていく事業領域を選定し、経営資源を集中的に投入するとともに、それぞれの事業領域における成長ストーリーならびに戦略を強力に推進していくためにも、当社のコーポレートガバナンス体制の見直しを行うこととし、2026年3月26日開催の取締役会において、2026年6月25日開催予定の第23回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社に移行することを決議しました。本移行は取締役会における審議のさらなる充実および監督機能の強化および取締役会権限の柔軟性の確保を目的としております。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2,120百万円であります。主に重点事業領域の事業成長に必要不可欠な不動産および有機ELデバイスに関する製造設備の取得、また、新商品の開発用機器およびソフトウェア等の取得によるものです。

(4) 資金調達の状況

短期資金の調達枠の確保を目的に、シンジケート方式によるコミットメントライン契約(5,000百万円)を締結しております。また、当連結会計年度においては、株式会社ニューテックの株式取得および取得にかかる費用として金融機関から4,900百万円調達しております。

なお、本件に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表「連結貸借対照表に関する注記」および個別計算書類の個別注記表「貸借対照表に関する注記」をご参照ください。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社およびサクサシステムエンジニアリング株式会社(吸収合併消滅会社)は、2025年8月8日開催の取締役会において、2025年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であったサクサシステムエンジニアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことをそれぞれ決議し、同日付けで合併契約を締結し、2025年10月1日付で同社を吸収合併いたしました。

なお、本件に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表「その他の注記(企業結合等関係)」および個別計算書類の個別注記表「その他の注記(企業結合等関係)」をご参照ください。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2025年12月18日開催の取締役会において、株式会社ニューテックを連結子会社化することを目的として、同社の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、本公開買付けを2025年12月19日から2026年2月9日の期間で実施しました。その結果、当社は本公開買付けの決済の開始日である2026年2月17日付で株式会社ニューテックの普通株式1,815,103株を取得し、当社の同社に対する議決権所有割合は93.30%に達したことから、同日付で同社を連結子会社化いたしました。

本公開買付けの実施により、当社は同社の特別支配株主となったことから、同社株式を非公開化することを目的とする取引の一環として、2026年2月19日付で会社法第179条第1項に基づき、当社および同社を除く同社の株主の全員に対し、その所有する同社株式の全部を当社に売り渡すことを請求する旨を同社に通知し、同社取締役会の承認を受けました。この結果、2026年3月25日付で同社の普通株式122,451株を追加取得し、同社は当社の完全子会社となりました。

なお、本件に関する詳細は、連結計算書類の連結注記表「その他の注記（企業結合等関係）」および個別計算書類の個別注記表「その他の注記（企業結合等関係）」をご参照ください。

(7) 財産および損益の状況の推移

区 分	2022年度 第 20 期	2023年度 第 21 期	2024年度 第 22 期	2025年度 第 23 期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	37,332	40,953	44,064	44,099
経 常 利 益 (百万円)	2,386	3,406	3,404	2,131
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	601	2,800	3,502	1,375
1株当たり当期純利益 (円)	34.35	159.95	201.15	79.00
総 資 産 (百万円)	41,777	41,473	45,203	53,492
純 資 産 (百万円)	24,894	28,368	30,764	32,727
1株当たり純資産 (円)	1,421.02	1,624.71	1,771.44	1,878.33

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、親会社株主に帰属する当期純利益の金額を期中平均の発行済株式の総数で除して算出しております。
2. 「1株当たり純資産」は、純資産の金額（非支配株主持分を控除後）を期末発行済株式の総数で除して算出しております。
3. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、2022年度（第20期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産」を算定しております。また、当該指標は自己株式を控除して算出しております。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を2024年度（第22期）の期首から適用しております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、2024年度（第22期）以降に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の指標となっております。
5. 当連結会計年度より、従来「売上高」としていた表示科目を「営業収益」に変更しており、2022年度（第20期）、2023年度（第21期）および2024年度（第22期）については、変更の内容を反映した組替後の数値を記載しております。詳細は、連結計算書類の連結注記表「表示方法の変更に関する注記」をご参照ください。

(8) 重要な親会社および子会社の状況（2026年3月31日現在）

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社システム・ケイ	310百万円	100%	AI画像認識等を用いたネットワークカメラ映像管理システムなどの企画・開発・販売
株式会社ソーア	301百万円	100%	有機ELデバイスの開発・製造・販売、電子機器の開発、製造受託サービス（ODM、EMS）
株式会社ニューテック	496百万円	100%	サーバーに接続するストレージ（外部記憶装置）本体・周辺機器の開発、製造、販売・サポート
サクサテクノ株式会社	400百万円	100%	通信機器・情報機器製造、プリント基板の組立、テスターの設計・製造、金型・治工具の設計・加工、OEM

- (注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社4社を含む6社であります。
2. 当社は2025年10月1日付で当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社であったサクサシステムエンジニアリング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。
3. 当社は、株式会社ニューテックの普通株式の公開買付けを2025年12月19日から2026年2月9日の期間で実施し、2026年2月17日付で同社を連結子会社化いたしました。また、同社の子会社である株式会社ITストレージサービスも同日付で連結子会社化しております。その後、2026年3月25日付で株式会社ニューテックの全株式を株式売渡請求により取得し、両社を完全子会社化いたしました。

(9) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当企業グループは、主として情報通信システム機器および部品の開発、製造および販売、ならびにこれらに付帯するサービスおよびシステム構築を提供する事業を行っております。

(10) 主要な営業所および工場 (2026年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区
 新 横 浜 オ フ ィ ス 神奈川県横浜市
 八 戸 オ フ ィ ス 青森県八戸市
 支 社 6 拠点
 営 業 所 5 拠点

- (注) 1. 当社は、2025年9月1日付で本社を「東京都港区白金一丁目17番3号NBFプラチナタワー」から「東京都港区三田一丁目4番28号三田国際ビル」に変更しております。これに伴い、登記上の本店所在地も変更しております。
 2. 五反田オフィスは、2025年9月1日付で閉鎖し、本社所在地へ移転いたしました。
 3. 同一拠点に複数の支社がある場合は1拠点としてカウントしております。

② 子 会 社 株式会社システム・ケイ

本 社 北海道札幌市
 支 社 東京都新宿区

③ 子 会 社 株式会社ソアー

本 社 山形県米沢市

④ 子 会 社 株式会社ニューテック

本 社 東京都港区
 事 業 所 2 拠点

⑤ 子 会 社 サクサテクノ株式会社

本 社 ・ 工 場 山形県米沢市

(11) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減数
合 計	1,299名	92名増

(注) 従業員数には、非常勤嘱託および臨時従業員158名は含まれておりません。

(12) 主要な借入先および借入額 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,237百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	830百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	341百万円

2. 会社の株式に関する事項(2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	24,000,000株
(2) 発行済株式の総数	6,244,962株
(3) 株 主 数	5,463名
(4) 大 株 主	

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
沖 電 気 工 業 株 式 会 社	814千株	14.0%
GLOBAL MANAGEMENT PARTNERS LIMITED	713千株	12.2%
AVI JAPAN OPPORTUNITY TRUST PLC	399千株	6.8%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	233千株	4.0%
三 菱 地 所 株 式 会 社	230千株	3.9%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	176千株	3.0%
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	174千株	3.0%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	95千株	1.6%
S G / U C I T S V / I N V	92千株	1.6%
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	90千株	1.5%

- (注) 1. 当社は、自己株式437,032株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。
3. 沖電気工業株式会社の持株数には、沖電気工業株式会社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式605,980株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 沖電気工業〇 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。)
4. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式177,800株を含んでおります。(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行〇 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」であります。)
5. 2026年3月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、アセット・バリュウ・インベスターズ・リミテッドが2026年3月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2026年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりです。
- 大量保有者 アセット・バリュウ・インベスターズ・リミテッド
 保有株式等の数 460,300株
 株券等保有割合 7.37%

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	5,400株	3名

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年12月25日開催の取締役会決議に基づき、2026年3月31日を基準日、2026年4月1日を効力発生日とし、1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日付で、当社定款第6条に定める発行可能株式総数を72,000,000株に変更しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 政利	社長執行役員CEO
取 締 役	猪俣 貴志	副社長執行役員COO兼CDO
取 締 役	長谷川 正治	常務執行役員CFO 管理統括本部長兼財務部長 サクサテクノ株式会社 監査役
社 外 取 締 役 (非 常 勤)	大田原 就太郎	沖電気工業株式会社理事特命担当 OKIクロステック株式会社常務執行役員 株式会社J E C C取締役
社 外 取 締 役 (非 常 勤)	山内 麻理	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社社外取締役 公立大学法人国際教養大学客員教授
社 外 取 締 役 (非 常 勤)	西條 光彦	株式会社ドコモ・ファイナンス RM事業本部 本部長補佐
社 外 取 締 役 (非 常 勤)	濱野 京	国立大学法人信州大学 理事 日本弁護士連合会 市民会議委員 株式会社八十二長野銀行 社外取締役
社 外 取 締 役 (非 常 勤)	平野 聡	株式会社JVCケンウッド 社外取締役
監 査 役	和田 聡	
監 査 役	小林 俊夫	
社 外 監 査 役 (非 常 勤)	高口 洋士	税理士法人南青山会計 代表社員 南青山監査法人 パートナー
社 外 監 査 役 (非 常 勤)	山崎 勇人	翔和総合法律事務所 パートナー

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- ①2025年6月26日開催の第22回定時株主総会において、新たに濱野京、平野聡の両氏が取締役に選任され就任いたしました。
 - ②2025年6月26日開催の第22回定時株主総会終結の時をもって、栗林勉氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
 - ③2026年3月31日をもって、大田原就太郎氏は取締役を辞任により退任いたしました。
2. 監査役高口洋士氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 3. 当社は、取締役山内麻理、西條光彦、濱野京および平野聡ならびに監査役高口洋士および山崎勇人の6氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として指定し、届け出ております。
 4. 沖電気工業株式会社は「2. (4) 大株主」(45頁)に記載の当社の大株主であります。
 5. 上記のほか、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の定めに基づき、社外取締役および社外監査役との間でそれぞれ、会社法第423条第1項の責任について法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全ての取締役、監査役および執行役員（子会社の取締役および執行役員を含む。）とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険の保険料は、全額会社で負担しており、被保険者である各役員（子会社役員等を含む。）による負担はありません。補填の対象は法律上の損害賠償金、争訟費用としております。

また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為に起因する損害等を対象外としています。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役および監査役の報酬については、「企業価値の最大化を図り、株主の期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし、株主総会の決議により決定した報酬限度額の範囲において、次のとおり決定するものとしております。

ア. 常勤取締役の報酬体系は、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成しております。その割合は上記基本方針に沿ったものとなるよう決定するものとします。

(ア) 固定報酬

固定報酬については、月例報酬とし、取締役の役位別に、その責任と役割に応じて報酬額を決定しております。常勤取締役が代表権を有する場合は「上場企業代表権付加分」、取締役会議長を務める場合は「取締役会議長付加分」を付加しております。

また、社外取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみで構成し、報酬額はその責任と役割に応じて決定しております。

(イ) 業績連動報酬等

業績連動報酬等である役員賞与については、当社の中期経営計画で定めた目標等をはじめとする当該事業年度における業績を考慮して、報酬委員会で審議のうえで取締役会の決議をもって当該事業年度に在任した社外取締役を除く取締役に対して支給することとしております。

(ウ) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としてその責任と役割に応じて譲渡制限付株式（譲渡制限期間は当社の取締役および監査役のいずれかの地位を喪失する日までとする）を付与することとし、報酬委員会に諮問したうえで株主総会にて定めた金銭報酬枠および株式数の上限内で支給することとしております。

イ. 社外取締役および監査役には、業績連動報酬等および非金銭報酬等は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

ウ. 社内取締役および社内監査役は、役員持株会に報酬の一部を拠出することとしております。

なお、希望する社外取締役および社外監査役は、役員持株会に報酬の一部を拠出することができるとしております。

上記の報酬方針の決定にあたっては、手続きの透明性および健全性を確保するため、取締役については報酬委員会からの答申に基づき、取締役会において決議しております。また、監査役については独立役員連絡会において意見を聴取したうえで、監査役会において決議しております。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会が各取締役の報酬金額を算定したうえで取締役会に答申し、取締役会が決定していることから当該報酬方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬限度額は、2006年6月29日開催の第3回定時株主総会において次のとおり決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（内社外取締役は2名）監査役の員数は4名（内社外監査役は2名）です。

取締役 年額 408百万円以内（使用人給与を除く）
 監査役 年額 72百万円以内

非金銭報酬に関する限度額は、2025年6月26日開催の第22回定時株主総会において次のとおり決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（内社外取締役は5名）です。

取締役 年額 40百万円以内（社外取締役除く）

③ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	151 (39)	129 (39)	— (—)	21 (—)	9 (6)
監査役 (うち社外監査役)	47 (13)	47 (13)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計	198	176	—	21	13

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等である役員賞与は、業績に応じ、事業年度終了後3か月以内に支給いたします。

業績連動報酬等にかかる業績指標は、連結売上高および連結経常利益の前年度対比ならびに経営計画（連結）に対する目標達成度を5段階で評価した結果であり、管掌業務の遂行状況など個人業績評価を踏まえて、賞与算定基準に基づき決定いたします。

当事業年度の上記業績連動報酬にかかる指標に対する実績が、支給条件に満たなかったため、当事業年度の役員賞与は支給いたしません。

当該業績指標を選定した理由は、会社業績は企業の業績を端的に示す基本数値であり、業績と報酬の連動性を強化した報酬制度とすることで、グループ企業価値向上につながることから、取締役の報酬決定指標として相応しいものと判断したためであります。

業績連動報酬等である役員賞与の個別支給額は、当社細則に定める計算式を用い算出し、報酬委員会において審議、勧告し、その結果を踏まえて取締役会で決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 当事業年度における主な活動状況
 < 社外取締役（非常勤） >

氏名	出席の状況	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
大田原 就太郎	取締役会（18回中18回出席）	経営に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定やトップマネジメント委員会の審議における妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。
山内 麻理	取締役会（18回中18回出席）	人事・人材開発および資本市場に関する豊富な経験や知見から取締役会の意思決定やトップマネジメント委員会の審議における妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性および客観性の向上を目的として設置している指名委員会の委員長および報酬委員会の委員を務めております。
西條 光彦	取締役会（18回中18回出席）	経営に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定やトップマネジメント委員会の審議における妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性および客観性の向上を目的として設置している指名委員会の委員および報酬委員会の委員（2025年7月からは委員長）を務めております。
濱野 京	取締役会（14回中14回出席）	国際経済および産業政策に関する豊富な経験や知見から取締役会の意思決定やトップマネジメント委員会の審議における妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性および客観性の向上を目的として設置している指名委員会の委員および報酬委員会の委員を務めております。
平野 聡	取締役会（14回中14回出席）	経営に関する豊富な経験と幅広い見識から取締役会の意思決定やトップマネジメント委員会の審議における妥当性や適正性を確保するため助言・提言を行っております。また、取締役候補者の選任や報酬の決定における透明性および客観性の向上を目的として設置している指名委員会の委員および報酬委員会の委員を務めております。

< 社外監査役（非常勤） >

氏名	出席の状況	発言の状況
高口 洋士	取締役会（18回中18回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。
	監査役会（14回中14回出席）	主に財務および会計の側面から議事の内容について発言いたしました。
山崎 勇人	取締役会（18回中18回出席）	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。
	監査役会（14回中14回出席）	主に法的側面から議事の内容について発言いたしました。

- ② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額
 該当事項はありません。

（注）この事業報告中の記載金額、持株数および持株比率は、表示単位未満の端数を切捨てて、また、1株当たり当期純利益、比率その他の数値は、表示単位未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,139	流動負債	17,251
現金及び預金	10,394	買掛金	3,818
受取手形、売掛金及び契約資産	8,983	短期借入金	5,896
電子記録債権	1,880	未払費用	1,431
商品及び製品	2,486	未払受取金	3,162
仕掛品	998	未払法人税等	165
原材料及び貯蔵品	4,423	未払消費税等	338
その他の貸倒引当金	979	賞与引当金	1,200
	△6	役員賞与引当金	3
		製品保証引当金	263
		解雇費引当金	6
		その他	252
固定資産	23,352	固定負債	3,514
有形固定資産	10,094	長期借入金	719
建物及び構築物	1,211	繰延税金負債	1,354
機械装置及び運搬器具、器具及び備品	529	退職給付に係る負債	682
土地	444	その他	757
リース資産	6,979		
建設仮勘定	3		
	925		
無形固定資産	3,588	負債合計	20,765
ソフトウェア	1,020		
その他	2,530	(純資産の部)	
	37	株主資本	28,316
投資その他の資産	9,669	資本	10,836
投資有価証券	3,893	本剰余金	5,909
長期前払費用	53	利益剰余金	12,896
繰延税金資産	588	自己株	△1,325
退職給付に係る資産	4,477	その他の包括利益累計額	4,410
その他の貸倒引当金	719	その他有価証券評価差額金	1,495
	△61	退職給付に係る調整累計額	2,915
資産合計	53,492	純資産合計	32,727
		負債純資産合計	53,492

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	17,274	流 動 負 債	11,709
現金及び預金	5,065	買掛金	1,627
受取手形、売掛金及び契約資産	6,518	短期借入金	5,776
電子記録債権	1,252	未払金	895
製品	1,627	未払費用	242
仕掛品	247	未払法人税等	67
原材料	305	前受金	1,623
前渡金	106	預り金	48
前払費用	119	関係会社預り金	100
未収入金	1,438	賞与引当金	745
その他	592	役員賞与引当金	-
固 定 資 産	22,829	製品保証引当金	225
有 形 固 定 資 産	8,472	解体費用引当金	6
建物	681	その他	349
構築物	22	固 定 負 債	1,421
機械及び装置	20	長期借入金	570
車両運搬具	0	繰延税金負債	46
工具器具備品	224	退職給付引当金	174
土地	6,807	資産除去債務	26
建設仮勘定	715	その他	603
無 形 固 定 資 産	977	負 債 合 計	13,130
ソフトウェア	948	(純資産の部)	
その他	29	株 主 資 本	25,449
投 資 其 他 の 資 産	13,379	資本金	10,836
投資有価証券	3,646	資本剰余金	9,273
関係会社株式	8,442	資本準備金	3,000
長期貸付金	17	その他資本剰余金	6,273
関係会社長期貸付金	252	利 益 剰 余 金	6,664
長期前払費用	47	その他利益剰余金	6,664
前払年金費用	413	繰越利益剰余金	6,664
その他	599	自 己 株 式	△1,325
貸倒引当金	△39	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,523
資 産 合 計	40,104	その他有価証券評価差額金	1,523
		純 資 産 合 計	26,973
		負 債 純 資 産 合 計	40,104

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

科 目						金 額	
						百万円	百万円
営 業	売上高	不動産	賃借	貸収	高入	31,608	31,688
	不 動 産	賃 借	貸 収	高 入		80	
営 業	売上	総	原	利	価		21,344
	上 業	費 及	費 一	費 般	用 管		10,344
営 業							9,236
営 業							1,107
営 業	受取	利息	及	の	配	488	545
	そ の 外	の	の	の	当	56	
営 業	支	払	手	数	息	40	96
	支 そ の 外	払	手 の	数	料 他	52 3	
経 常							1,555
特 別	固	定	資	産	却	0	151
	抱 合 せ	株 式	の	消 滅	差	150 0	
特 別	固	定	資	産	棄	28	203
	減 固	損 定	資 産	廃 損	損 却	156 18	
税 引							1,503
税 引	法	人	税	及	事	48	238
	法 法	人 人	税 税	等 等	還 付 調	△4 194	
当 期							1,264

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

サクサ株式会社
取締役会 御 中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二 〇 嘉 保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 泉 智 則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サクサ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サクサ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査報告書

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

サクサ株式会社
取締役会 御 中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 二 〇 嘉 保
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 泉 智 則
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サクサ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

サクサ株式会社 監査役会

常勤監査役	和 田	聡	Ⓧ
常勤監査役	小 林	俊 夫	Ⓧ
社外監査役	高 口	洋 士	Ⓧ
社外監査役	山 崎	勇 人	Ⓧ

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都港区三田一丁目4番28号

三田国際ビル19F

当社会議室

TEL 03-5791-5511



(交通)

都営大江戸線「赤羽橋駅」より徒歩3分

都営三田線「芝公園駅」より徒歩7分

JR線「田町駅」より徒歩10分

UD
FONT



ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
www.fsc.org FSC® C022915